

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	町税滞納管理関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、地方税の滞納管理関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税滞納管理関連事務
②事務の概要	<p>町税滞納管理関連事務は、地方税法その他の地方税に関する法律の規定に従い、町税の徴収のため、納付義務者及びその関係者に対して、次に掲げる事務を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 滞納者の把握事務 　納税者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ世帯情報、所得情報、資産情報生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。2. 督促・催告事務 　納期限までに完納しない納税者及びその関係者に対し、督促状や催告書を発送して納付を促す。3. 納付交渉 　納税者及びその関係者に対して文書、電話等により納付の交渉を行う。また、納付交渉を行った結果を経過記録として管理する。4. 実態調査・財産調査事務 　滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払い能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。5. 滞納処分事務 　督促状や催告書による納付催告を行っても納付に応じない場合は、財産調査の結果を受けて滞納者に対して、差押え、参加差押え、交付要求等の滞納処分を行う。6. 滞納処分停止事務 　実態調査又は財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に、滞納処分の停止または即時消滅を行う。7. 猶予事務 　滞納者からの申請、交渉、実態調査等の結果により、納付ができないと判断した場合は、納付の猶予を行う。
③システムの名称	滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項、・別表項番24、・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 税務課納税係(〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 電話0156-62-1152)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課納税係(〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 電話0156-62-1152)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
[目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・基本的には申請者からマイナンバーの提供を受け、その真正性を確認するものとする。 ・申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会の際は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とする。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	清水町情報セキュリティポリシーを制定し、個人情報の取り扱いに厳重に注意を払い、運用を行っている。 個人情報にアクセス可能な機器へのアクセス権について必要な者のみに付与するほか、必要なくなった場合には解除する等の厳格な運用を行っている。 情報セキュリティ研修をとおして個人情報の取扱い等について学習を行っている。

变更箇所